

3 課税対象の判断に関すること

1 1人当たりの宿泊料金は、税込みか。

A 消費税、地方消費税、入湯税等の租税に相当する金額は、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

2 宿泊料金に含まないもののうち、飲食（宿泊に伴い提供される）は、代金相当分の上限などはあるのか。

A 飲食代金等の上限については、条例等での規定はありません。飲食代金等の設定については、各宿泊施設で実態に応じ、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

3 0才～3才の幼児の場合、布団を使用しない場合でも1人900円をいただいているが、この場合どう取り扱えばよいのか。

A 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず課税されます。ご質問の場合、当該料金が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。

なお、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満（税抜き）の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 修学旅行の宿泊者は、課税免除とならないのか。研修、学習を目的とした場合、誘客を進めているのに、決定しても他縣市へ変わることも考えられる。

A 修学旅行等については、課税の公平性、特別徴収義務者の負担軽減の観点から、できる限り簡素でわかりやすい仕組みが望ましいという宿泊事業者団体からのご意見やご要望を踏まえ、課税免除を設けないこととしましたが、別途修学旅行に対する支援制度を設けています。

5 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体系だが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されるのか。

A 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金(以下「食事料金等」といいます。)が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

6 素泊まり料金のサービス料込みは課税対象となるのか。

A 宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

7 1人1泊につき課税されるのか。3～5日連続した宿泊の場合の取扱いは。

A 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、200円又は500円の宿泊税が宿泊数分課税されます。ただし、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満(税抜き)の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

なお、連続して宿泊(以下「連泊」といいます。)をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

また、連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

8 長期滞在(2ヶ月～3ヶ月)の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約(30日以上の場合可能)とした場合はどうか。

A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されます。ただし、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満(税抜き)の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

一方、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

9 長期滞在で、例えば1人1泊につき6,000円の宿泊で5泊のうち1泊分が無料となるキャンペーンの場合は、納税は800円 [(税率200円×4泊)+(0円×1泊)] で良いのか。

A 宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されませんので、ご質問の場合の宿泊税は、ご認識のとおり800円となります。

10 お客様がお越しにならず(不泊)、キャンセル料(100%)を頂く場合の宿泊税の取り扱いは。

また、数日前のキャンセル料(10%、50%など)に関してはどうか。

A キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

11 14時から17時の3時間といった、当日のみの利用の場合(小休憩)及び23時から25時といった、日をまたぐ利用の場合の取扱いは。

また、会議利用(2~3時間)のみとしての利用の場合の取扱いは。

A 当日のみの利用(いわゆるデイユース)の場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

また、日をまたぐ利用については、その利用が宿泊契約でない場合であっても、日をまたぐ6時間以上の利用であれば、宿泊とみなし、課税対象となります。後段のご質問の場合は、日をまたぎますが6時間未満の利用となりますので、宿泊税は課税されません。

なお、客室を会議のために利用する場合は、当日のみの利用の取扱いと同様となりますが、客室ではなく、会議室の使用に対する金額は、宿泊料金には含まれません。

12 ラブホテルのような休憩・宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのか。

A 宿泊税の課税対象となる宿泊の基準は、次のとおりです。

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
休憩契約の場合は「イ」、宿泊契約の場合は「ア」の基準により取り扱っていただくこととなります。

13 キャンプ場（バンガロー、テントサイト）は対象なのか。

料金は1サイト当たりの設定ですが、宿泊税は1人当たりとなるのか。

年齢を問わず徴収するのか。

A 宿泊税の課税対象となる施設は、金沢市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅ですので、バンガローは旅館業の許可を受けていれば課税対象ですが、旅館業の許可がないテントサイトは課税対象ではありません。

また、宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊当たりの宿泊料金により200円又は500円の宿泊税が課税されます。ただし、令和6年10月から宿泊税制度が変更となり、1人1泊につき5,000円未満（税抜き）の宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

なお、1棟（室）を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1棟（室）1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。

14 ホテル発行の無料宿泊券をご利用の場合の取扱いは。

A 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。ご質問のケースがこの場合であれば、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。したがって、ホテル発行の宿泊券を第三者が購入し、宿泊者が使用した場合は、宿泊税が課税されます。

15 宿泊料の全額をポイント（当ホテルチェーンのみ使用可）で支払われる場合は、宿泊料に宿泊税を盛り込んでも可能でしょうか。もしくは宿泊税はポイントなどの支払いは不可でしょうか。あくまでもホテル内での会計であって特に納税に関しては何も変わらないという解釈で良いでしょうか。

A 当該宿泊施設独自のポイント制度に基づくポイント利用等があった場合は、宿泊施設が宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合と同様に、ポイント利用後（値引き後）の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。ご質問の場合は、ポイント利用後の宿泊者が支払うべき宿泊料金が0円ということになりますので、宿泊税は課税されません。

なお、宿泊料金の一部を独自のポイントで支払われた場合は、ポイント利用後（値引き後）の宿泊者が支払うべき金額について宿泊税が課税されますが、宿泊税の徴収については、現金、クレジットカード、ポイント利用等、宿泊事業者の徴収のしやすい方法により徴収していただいております。

16 事前払いの場合、宿泊税込みでの料金を宿泊日前に受け取ることとなると思うが、宿泊客が連絡なしにキャンセルした場合、宿泊税は課税されるのか。

A キャンセル料を契約上違約金として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

17 清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれると思うが、お客様が寝具を汚した場合のクリーニング代や寝具等を購入した場合も宿泊代に含むのか。

A 宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれますが、追加で発生した料金については、宿泊料金には含みません。